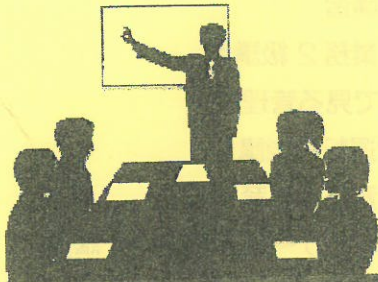


人材育成・資格取得 のための費用を一部助成します！



交付上限額

3万5千円/回

事前申請制

※対象事業開始前に
申請をお願いします

随時受付

※予算がなくなり
次第終了となります

令和2年度 大村市中小企業者等研修受講料等補助金

対象者 以下のいずれにも当てはまる者とする。

- ・ 中小企業基本法に規定する**中小企業者** または 農業協同組合法に規定する**農事組合法人**
- ・ **市内に本社または本店を有する法人、個人事業主**
- ・ **市税を滞納していない事業者**

対象経費

研修等を事業主や従業員が受講（受験）する際の以下の経費（対象経費は、原則として**税抜き**で算定）

- ・ 人材育成研修の受講料 および 宿泊費（8,750円まで/泊）
- ・ 国家資格 および 公的資格の受験料

補助額

- ・ 対象経費(合計額)の1/2（一円未満切り捨て）
- ・ 交付限度額3万5千円/回 ※補助額が9千円未満の場合は交付対象外
- ・ 一事業所あたり年度内交付3回まで ※同一従業員の複数回利用も可能

補助金申請から交付までの流れ

- 1 [事業者] 補助金の申請（受講、受験前のみ）
↓
- 2 [大村市] 申請内容を審査し、交付決定
↓
- 3 [事業者] 研修を受講
↓
- 4 [事業者] 研修修了後、期限内に実績報告
↓
(20日以内または年度末3/31いずれかの近い日)
- 5 [大村市] 実績報告を確認し、交付確定
↓
- 6 [事業者] 市に対して補助金を請求
↓
- 7 [大村市] 指定口座に補助金振込み

申請書類等

交付申請

- ・ 申請書【様式第1号】
- ・ 研修等の内容が分かる書類
- ・ 対象経費の金額が分かる書類(見積書など)の写し
- ・ 登記事項証明書の写し
- ・ 市税を完納している旨の証明書 ※写し不可

実績報告

- ・ 実績報告書【様式第2号】
- ・ 研修の修了等が分かる書類(修了証など)の写し
- ・ 対象経費の領収書の写し

大村市 商工振興課 産業振興グループ

〒856-8686 大村市玖島一丁目25番地 TEL 0957-53-4111(内線249) FAX 0957-54-7135

大村市中小企業者等研修受講料等補助金利用事例

- 1級造園施工管理技士 実地試験対策コース
- 店長の仕事基本研修
- 中小企業のための広報・PR研修
- ISO9000 セミナー 内部品質監査員養成コース
- Kintone university スペシャリスト編
- カウンセリング関連研修会
- クレーンの運転業務特別教育
- ショベルローダー等運転技能講習
- フォークリフト運転技能講習
- 特別講習 貴重品運搬警備業務2級
- 経営戦略策定ゼミナールコース
- 建築鉄骨超音波検査技術者更新講習会
- 顧客の心をつかむマーケティング講座
- 介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習
- 工場管理者養成コース
- 高所作業車運転技能講習
- 特別講習 施設警備業務2級講習
- 実践で学ぶ5Sと目で見る管理
- 小型移動式クレーン運転技能講習
- 職長教育・安全衛生責任者教育
- 真の顧客満足につながるサービス価値向上講座
- 生産管理研修/営業マネジメント力強化塾
- 登録解体工事講習
- 非破壊試験の再認証試験対策講習会
- 監理技術者講習
- 1級建築士設計製図講座
- 玉掛け技能講習

利用者の声（利用者アンケートから抜粋）



補助金の交付を受けられて、研修・資格取得の金銭面でのハードルがかなり下がりました。



弊社のような企業には、若者の能力アップのためにありがたいです。



研修に行くのはすぐに結果につながるものではなく、コストも高くつくので、なかなか出来ませんが、そこを補助してもらえるのはとても助かりました。今回、将来に役立つとても良い研修に行くことができました。